

● 勝山市特定事業主行動計画における女性職員の活躍に向けた数値目標設定のための把握項目の公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握、分析を行ったので、内閣府令第4条に基づき以下の7つの把握項目を公表します。

【把握項目①】女性職員の採用割合

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般行政職	50.0%	66.7%	57.1%
嘱託職員/再任用職員	20.0%	100%	33.3%
臨時職員/会計年度任用職員	76.9%	74.3%	72.4%

従来の嘱託職員及び臨時職員の区分はなくなり、令和2年度から再任用職員及び会計年度任用職員の区分とします。採用者に占める女性職員の割合は一般行政職では6割弱、再任用職員では3割、会計年度任用職員が7割となっていますが、年度によってばらつきはあります。女性職員の採用割合を更に拡大するため、効果的な広報活動等に取り組んでいく必要があります。

【把握項目②】継続勤務年数の男女差

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
全職員	男性	18.77年	18.63年	19.22年
	女性	20.64年	20.10年	20.84年
	男女差	1.87年	1.47年	1.62年
一般行政職	男性	18.23年	18.19年	18.91年
	女性	19.43年	18.98年	20.16年
	男女差	1.20年	0.79年	1.25年
技能労務職	男性	29.08年	28.40年	25.65年
	女性	28.97年	28.33年	27.64年
	男女差	△0.11年	△0.07年	1.99年

全職員でみた継続勤務年数については、男女で約1年の差であり、女性のほうが若干長い勤務年数となっています。技能労務職については、令和4年度は、女性が男性よりも若干長い勤務年数となっています。

【把握項目③】超過勤務の状況

(令和4年度 単位：時間)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実績	17.0	12.4	11.0	9.2	7.7	13.2	17.5	13.5	14.9	12.9	12.2	17.9

超過勤務については全職員の平均でひと月あたり13.3時間となっています。一人あたりの超過勤務時間数の状況は、令和3年度の11.3時間と比較して増加となっています。超過勤務の縮減に向けて更なる取り組みの強化、職員全体の意識改革が必要です。

**【把握項目④】 管理職の女性割合**

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
管理職総数	22名	21名	20名
男性	18名	18名	16名
女性	4名	3名	4名
女性割合	18.2%	14.3%	20.0%

**【把握項目⑤】 各役職段階の職員の女性割合**

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
政策幹級	男性	7名	5名	2名
	女性	0名	0名	2名
	割合	0%	0%	50.0%
課長級	男性	11名	13名	14名
	女性	4名	3名	2名
	割合	26.7%	18.8%	12.5%
課長補佐級	男性	26名	26名	25名
	女性	8名	5名	6名
	割合	23.5%	16.1%	19.4%
係長級	男性	39名	39名	36名
	女性	23名	21名	17名
	割合	37.1%	35.0%	32.1%

職位・職階制により、令和2年度からは、従来の部長級が政策幹級に、主幹級が課長補佐級に、主任級が係長級に変更となりました。管理職（政策幹級・課長級）に占める女性職員の割合は、ほぼ横ばいです。将来、管理職を担うべき課長補佐級の女性職員の割合が、令和2年度以降は大きく減少したので、今後更に職域拡大等による多様な職務機会の付与、将来の女性管理職候補となるべき女性職員の育成に取り組んでいく必要があります。

**【把握項目⑥】 男女別の育休取得率・平均取得期間**

(令和4年度)

	男性			女性		
	育児休業 取得可能 職員数	育児休業 取得職員数	取得率	育児休業 取得可能 職員数	育児休業 取得職員数	取得率
一般行政職	7名	1名	14.3%	4名	4名	100%
技能労務職	0名	0名	0%	0名	0名	0%

女性職員の育児休業取得率は100%、男性職員の育児休業取得率は14%となっています。男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境の整備や制度の周知など育児休業取得促進に向けた取り組みを強化する必要があります。

【把握項目⑦】 男性の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率

(令和4年度)

休暇区分	男性		
	休暇取得可能職員数	休暇取得職員数	取得率
配偶者出産休暇	7名	4名	57.1%
育児参加のための休暇	7名	2名	28.6%

男性職員の配偶者の出産に係る休暇については取得率が6割弱、育児参加のための休暇については取得率は3割となっています。男性職員の積極的な育児参加のため、更なる制度周知と職員の意識改革を図る必要があります。